

令和5年度

Q. 屋外設置の物件は非課税対象とされているが、課税対象として扱いたい場合、適格請求書を発行できるか。

A. 屋外の物件については、土地の賃貸借契約ということで、一律非課税としています。ただし、落札者にて税務署と協議した結果、課税対象として認められた場合は、その旨を記載した任意の報告書を提出の上、施設の管理課と契約手続きを行ってください。課税対象の場合、入札金額に消費税及び地方消費税（10%）を加算した金額（小数点以下は切り捨て）が落札価格となるため、この金額が契約月額賃料となります。また、契約保証金額についても消費税を加算した契約月額賃料3ヶ月分となります。なお、法律改正により、消費税が変動する場合は、契約月額賃料ならびに契約保証金額に反映します。また、課税対象となる土地賃貸借契約の場合、印紙税の課税対象にはならないため収入印紙の貼付は不要です。